

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認岐阜地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 4件

国民年金関係 4件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 10件

国民年金関係 6件

厚生年金関係 4件

第1 委員会の結論

申立人の昭和44年6月から46年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立ての要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年6月から46年3月まで
20歳になった時、母親が国民年金の加入手続をした。昭和48年3月までは学生だったので、母親が納付した。申立期間が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間当時学生（記録上は強制被保険者）であったが、その母親が国民年金保険料を納付していたと述べており、申立期間を除いて保険料はすべて納付済みとなっている上、その弟もその母親から「兄弟共に、20歳から国民年金に加入し納付したと聞いた」と証言している。

また、申立人の母親は、昭和36年4月の国民年金制度創設時から国民年金保険料を納付している上、付加保険料も納付しているなど、その母親は国民年金保険料の納付意欲と年金制度に係る知識は高かったものと考えられる。

これらのことから、申立人の母親が、兄弟の中で申立人のみ未納としておくのは不自然であり、申立人についても、その弟同様に、国民年金の加入手続をした時点で、申立期間について、国民年金保険料を納付したと考えるのが自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和49年7月から同年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立ての要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和27年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和47年4月から49年3月まで
② 昭和49年7月から同年9月まで
③ 昭和51年2月から54年9月まで

会社勤めするまでは、母親が国民年金の加入手続をし、保険料を納付していた。母親と年金の話をした時に、赤色に近い年金手帳を見せてもらった記憶があり、そのころの保険料が3か月しか納付されていないことには納得できない。

また、昭和51年1月に会社を退職後は、元妻が国民年金の加入手続をし、保険料を納付していた。元妻は、私より国民年金や国民健康保険の制度には詳しく、私の手続も行っていたと思う。離婚後にA市役所からお知らせがあり、未納分をまとめて8万円ぐらい支払った記憶もある。申立期間が未納、未加入となっていることには納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間②については、申立人の国民年金の加入手続及び保険料納付をしたとされる申立人の母親が、昭和49年3月ごろに国民年金に加入し、国民年金加入期間の国民年金保険料をすべて納付していることから、申立人の母親が自身の国民年金に加入した後、申立人とその母親自身の国民年金保険料と一緒に納付していたと考えるのが自然である。

一方、申立期間①については、申立人は、その母親から国民年金保険料をさかのぼって納付した話を聞いたことがあると述べているが、申立人の納付時期、納付方法等についての記憶が明確でなく、申立人の母親から、申立期間①の国民年金保険料の納付を裏付ける証言等を得ることはできなかった。

また、申立期間③については、申立人の元妻の国民年金手帳記号番号は、昭和 53 年 12 月ごろに申立人の二つ目の国民年金手帳記号番号と連番で払い出されているが、申立人の元妻も、申立人と同様の期間が未加入及び未納となっている。

さらに、申立人は昭和 54 年 10 月から 56 年 3 月までの国民年金保険料を 56 年 12 月 3 日に過年度納付しているが、この時点では、申立期間③のうち未納期間については時効により納付できない上、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

加えて、申立人の母親及び元妻が国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情及び関連資料（家計簿、確定申告書等）も無く、関係人の証言も得られないことから、申立期間①及び③の国民年金保険料を納付した事実を推定することは困難である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 49 年 7 月から同年 9 月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 58 年 4 月から 59 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立ての要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 58 年 4 月から 61 年 3 月まで

昭和 58 年 3 月 A 市より B 町へ戻った時、国民年金に再度任意加入し、58 年 4 月に 1 年分の国民年金保険料を納付書に現金を添え金融機関で前納した。税金、国民年金保険料等の前納に充てるため金融機関で月掛貯金を続けており昭和 59 年度、60 年度の国民年金保険料も年度の初めに前納した。申立期間が未納となっていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金加入期間のうち、任意加入期間については大部分を前納し、申立期間以後の保険料もすべて納付しており、国民年金保険料の納付意識が高かったものと考えられる。

また、申立人の夫の「昭和 58 年分 給与所得者の保険料控除申告書」に社会保険料控除額として、申立人の昭和 58 年度分国民年金保険料の前納と推定される金額が申告されていたことが確認された。

しかしながら、申立期間のうち昭和 59 年 4 月から 61 年 3 月までの期間については、59 年分及び 60 年分の「給与所得者の保険料控除申告書」に申立人の国民年金保険料を納付したとみられる社会保険料控除額の記載は無く、ほかに保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）も無く、関係人の証言も得られないことから、申立人が前述の期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 58 年 4 月から 59 年 3 月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 36 年 4 月から 45 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立ての要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 4 月から 45 年 3 月まで

昭和 45 年に義父の強い勧めにより夫婦そろって国民年金に加入し、夫婦共に 60 歳まで保険料を納付してきた。申立期間の保険料は、50 年 11 月に夫が特例納付制度を利用し、国民年金制度発足当時の 36 年 4 月までさかのぼって夫婦二人分を納付した。未納となっていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間を除き、国民年金の加入期間である約 28 年間、国民年金保険料をすべて納付している。

また、申立人及びその夫の国民年金手帳記号番号は夫婦連番で付されている上、その夫は申立期間の国民年金保険料を昭和 50 年 11 月 20 日に特例納付している。

さらに、申立人は、その夫が納付した夫婦二人分の金額は 20 万円弱と述べており、申立期間を実際に特例納付した場合の金額 19 万 4,400 円とおおむね一致する。

加えて、当時から申立人の確定申告の作成依頼を受けていた税理士は、当時の会社の業績も好調で資力は十分にあり、保険料を一人分しか支払わないとは考えられない旨の証言をしていることから、申立人が未納とされ、申立人の夫のみが特例納付とされているのは不自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

岐阜国民年金 事案 427

第1 委員会の結論

申立人の昭和 39 年 2 月から 46 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立ての要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 39 年 2 月から 46 年 3 月まで
20 歳になり、親に勧められて自分で A 市役所 B 支所に行き、国民年金に加入した。昭和 43 年 3 月までは母親に国民年金保険料の納付を任せていたが、同年 4 月以降は店を開業し、国民健康保険料と一緒に自分で納付書により A 市役所又は農協等の金融機関で納付していた。7 年以上も未納期間があるのは納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人及びその母親が申立人の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い上、申立人自身は申立期間のうち昭和 39 年 2 月から 43 年 3 月までの期間の国民年金保険料の納付に関与しておらず、申立人の母親も既に亡くなっていることから、国民年金保険料の納付状況等が不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和 47 年 5 月に払い出されており、その時点では、申立期間の大部分は特例納付によるほかは、時効により納付できない期間であり、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない上、申立人は申立期間の国民年金保険料を遡及^{そきゆう}して納付した記憶は無いと述べている。

さらに、申立人は申立期間直後の昭和 46 年 4 月から 47 年 3 月までの期間の国民年金保険料を 48 年 8 月に過年度納付しており、その時点でも、申立期間は時効により納付できない期間である。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和42年10月から50年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立ての要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和19年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和42年10月から50年9月まで
昭和46年(27歳)に20歳までさかのぼって国民年金保険料を納付できるという通知があり、A市B区役所に7年分の保険料を一括納付した。その後は、納付書により、きちんと保険料を納めている。申立期間が未納になっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和46年に20歳までさかのぼって国民年金に加入し、20歳からの7年分の未納保険料を一括して納付したと主張しており、申立人の主張どおり申立期間の保険料を納付するためには特例納付によることとなるが、申立人は、その納付金額について、それぞれの該当する年度の保険料額で納付したと主張するなど、申立内容に不合理な点も見受けられる。

また、国民年金保険料を一括納付したとする昭和46年は、第1回の特例納付の実施期間中であつたが、A市B区役所では特例納付の保険料領収を取り扱っていない上、さかのぼって納付したとする国民年金保険料額や納付時期の記憶も明確でないなど、納付状況が明らかでない点が見受けられ、申立人が申立期間の国民年金保険料を特例納付により納付したとする関係人の具体的な証言を得ることもできない。

さらに、申立人は、一括納付した翌月分からの国民年金保険料は納付書で納付したと述べているが、A市が納付書による納付方式を採用したのは昭和50年度以降であることから申立人の主張には矛盾が生じる。

加えて、国民年金保険料納付の事実を裏付ける家計簿等関連資料も無く、申立期間について、別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

このほか、申立人は申立期間直前の昭和39年10月から42年9月までの期間について、国民年金手帳記号番号が払い出された直後の53年7月に第3回

の特例納付を利用し、納付していることを踏まえると、申立人は、当該納付と混同していることも完全には否定できない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和57年10月から61年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立ての要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和57年10月から61年3月まで
国民年金の任意加入資格喪失の申請をした覚えも無く、国民年金保険料は届いた納付書により金融機関で納付した。申立期間の国民年金が未加入とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は昭和57年10月22日に国民年金の任意加入資格喪失の申請をした記憶は無いと主張しているが、申立人が所持する国民年金手帳には同日に任意加入の資格を喪失した旨の記載があり、何らかの事情により任意加入資格の喪失届を届け出たと考えるのが自然である。

また、申立人のA市の国民年金被保険者名簿も、同日に任意加入資格を喪失した記録となっているため、申立期間は未加入期間であり、国民年金保険料を納付することができない期間である。

さらに、申立人は国民年金保険料の納付についての記憶が曖昧である上、関係人から申立人の国民年金保険料の納付を裏付ける証言等を得ることもできなかった。

加えて、申立人が国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和51年10月から52年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立ての要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和51年10月から52年6月まで
国民健康保険と共に国民年金も同時に加入していたと思う。国民年金保険料の納付事実が「不明」とは納得できない。元帳の確認をさせてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い上、申立人は国民年金の加入手続及び保険料の納付についての記憶も明確でなく、ほかに申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、申立期間は未加入期間で国民年金保険料が納付できない期間であり、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立人の妻も申立期間は未加入である。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和47年1月から48年3月までの期間及び49年4月から50年11月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立ての要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和47年1月から48年3月まで
② 昭和49年4月から50年11月まで

会社を退職した昭和47年1月ごろ、私の両親が国民年金の加入手続をし、保険料を納付したと思う。当時の私の手帳に、国民年金に関する記載がある。申立期間が未納であるのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金の加入手続及び保険料納付に関与しておらず、その両親は既に他界していることから、国民年金の加入状況及び納付状況について証言が得られない。

また、申立期間は未加入期間で納付ができない期間であり、申立人が国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）も無い上、別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらないことから、申立期間の国民年金保険料を納付した事実を推定することは困難である。

さらに、申立人は、当時の手帳に「国民年金証書及び保険 3,000」の記載があるため、国民年金に加入したあかしであり、国民健康保険と国民年金保険料の必要経費を記載したものであると述べているが、直接国民年金保険料の納付に関与していない申立人の手帳に国民年金保険料の金額が記載されていることは不自然と考えられる上、ほかに国民年金保険料を納付したことをうかがわせる記載は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和38年11月から46年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立ての要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和38年11月から46年3月まで
母親が私の国民年金の加入手続をし、保険料を納付した。3か月ごとに、女性が自宅に集金に来て、現金を支払った。保険料は1か月100円で、両親の保険料は私の保険料より高かった覚えがある。申立期間が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の母親が申立人の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い上、申立人自身は国民年金の加入手続に関与しておらず、その母親も既に亡くなっていることから、国民年金の加入状況、保険料の納付状況等が不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和46年4月21日に払い出されており、その時点で申立期間の大部分は特例納付によるほかは時効により納付できない期間であるが、同年3月の婚姻後、申立人の保険料納付を行っていたとする申立人の夫には、特例納付によりさかのぼって保険料を納付した記憶は無い。

さらに、申立人は別の国民年金手帳の交付を受けたことが無いと述べており、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立ての要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 30 年 4 月 1 日から 33 年 11 月 15 日まで
(A社)
② 昭和 34 年 4 月 1 日から 37 年 3 月 21 日まで
(B社)

A社及びB社に勤務した厚生年金保険被保険者期間について脱退手当金の支給記録があるが、私は請求、受給したことが無いので記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の被保険者名簿には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記載されているとともに、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日から8か月後の昭和37年11月12日に支給決定されている上、社会保険庁で管理する申立人の被保険者台帳(旧台帳)には、脱退手当金支給決定のための社会保険事務所からの照会に対して回答した記録があるなど、脱退手当金の支給に係る一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

また、当時の同僚からも具体的な証言も得られない上、申立人から事情を聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立ての要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 34 年 3 月 16 日から 39 年 12 月 27 日まで

A社を退職する時、上司には退職する旨を伝えたが、会社での退職手続等を行わないまま退職した。そのため、年金手帳や雇用保険被保険者証も会社から受け取っていない。その後本人や家族が脱退手当金の請求をするなど全く無かったのに、支給されたことになっている。私は、一切受け取っていないので、脱退手当金の支給記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の厚生年金保険被保険者原票には、脱退手当金を支給したとする旨の「脱」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約2か月後の昭和40年2月19日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

また、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を支給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

さらに、申立人は、在職中に支給記録のある健康保険制度からの傷病手当金の保険給付金も請求及び受給したことについての記憶も無い。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立ての要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 20 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 36 年 3 月 15 日から 39 年 7 月 1 日まで
② 昭和 39 年 7 月 5 日から 43 年 7 月 16 日まで

昭和 36 年 3 月 15 日から 39 年 7 月 1 日までA社に、同年 7 月 5 日から 43 年 7 月 16 日までB社に勤務した。B社退職時には退職金も出産祝金ももらっていない。脱退手当金制度があることも全く知らなかった。同年 6 月に切迫流産のため絶対安静で入院し、44 年 1 月 8 日に出産しており、脱退手当金の請求手続はしていないと思う。両事業所に勤務した期間について脱退手当金支給の記録を取り消してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が勤務していたB社の女性被保険者のうち、脱退手当金の支給記録が確認できる申立人を含む3名について、支給決定日が申立人と同日の昭和 44 年 3 月 28 日となっており、当該3名全員について、被保険者原票に脱退手当金の支給を意味する「脱」表示が記載されている。

また、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

さらに、申立人は当該事業所を退職後、親の勧めにより国民年金に加入しており、申立人が自ら積極的に手続を行ったとは考え難い。

このほか申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立ての要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和30年7月20日から33年1月1日まで

私は昭和30年7月から正社員としてA社に入社した。最初は6人で住み込みをされていて、午前8時前には工場に出ていた。その後、工場も大きくなり、寮も建ち、大勢の女工さんが働きに来ていた。そのため、寮の布団を沢山作ったりもした。もう50年も経っているので、年金記録について言われても何の証拠も無いが、脱退手当金をもらった覚えは無い。

第3 委員会の判断の理由

申立人が勤務していたA社において、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日である昭和33年1月1日の前後各2年に資格喪失した脱退手当金受給資格者17名のうち、他の事業所に移った3名と未受給者1名を除く13名について脱退手当金の支給記録が確認でき、受給者の76パーセントに当たる10名が資格喪失日後の約3か月以内に脱退手当金の支給決定がなされているほか、申立人が挙げた当時の同僚3名のうち、27年以上在職した2名を除く1名からは脱退手当金を受給したとの証言があり、当該事業所の当時の管理職も脱退手当金について事業主が代理請求を行っていたと証言していることを踏まえると、事業主による代理請求がなされたものと推認されることから、申立人についても同様に代理請求がなされた可能性がうかがえる。

また、申立期間の脱退手当金は支給額に計算上の誤りも無いほか、申立期間の脱退手当金は申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日から約1か月半後の昭和33年2月14日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえず、申立人から事情を聴取しても受給した記憶が無いというほか、脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。